

第8章 訴訟上の誠実(buena fe)

第247条 訴訟上の誠実ルールの尊重。その不履行による罰金。

- ① あらゆる種類の訴訟に関与する者は、その訴訟行為において誠実ルールを遵守しなければならない。
- ② 裁判所は、明らかな権利の濫用、または、法律詐欺または訴訟詐欺で提起される請求および付帯事案を基本的に拒否する。
- ③ 裁判所が当事者のなんらかの者が訴訟上の誠実ルールに違反して訴訟行為したと判断した場合、裁判所は、別個に、理由付き決議により、比例性の原則を尊重して、紛争の金額の3分の1を超えることなく、180から6,000ユーロの罰金を科すことができる。

罰金の金額を裁定するために、裁判所は、問題となっている事実の状況、および、訴訟手続きまたは相手方に生じた損害を考慮に入れなければならない。

いずれにせよ、裁判所書記官は、是正措置の動機となった事実、関係者の主張、および、裁判官または法廷によって採択される決議を記録する。

- ④ 裁判所が、誠実ルールに反する行動が、訴訟に関与する専門職のなんらかの者に起因すると判断した場合、前項の規定を損なうことなく、そのような状況をそれぞれの専門職団体に、何らかの懲戒処分が科される可能性がある場合、通知する。
- ⑤ 本条に基づいて科せられる制裁は、司法機関組織法第7編第5章に規定される不服申立て制度の対象となる。